

# UPZから避難先施設までの主な経路 (いちき串木野市②)

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

- 避難元地区**
- ①羽島地区
  - ②荒川地区
  - ③野平地区
  - ④本浦地区
  - ⑤冠岳地区
  - ⑥上名地区(一部)※
  - ⑦湊町地区
  - ⑧川上地区
  - ⑨川南地区
  - ⑩川北地区



**【主な避難経路②(南九州市、枕崎市)】**  
 南九州自動車道(串木野IC→鹿児島IC)→指宿スカイライン  
 (鹿児島IC～川辺IC)→(国道225号(枕崎市方面)  
 または→国道225号→県道19号(南九州市方面))

**【主な避難経路①(南九州市、枕崎市)】**  
 国道3号→(国道270号(枕崎市方面)  
 または国道270号→県道31号(南九州市方面))

**【主な避難経路③(南九州市、枕崎市)】**  
 国道3号→国道270号→県道20号→県道19号→(南薩縦貫)→(国道225号(枕崎市方面)または→県道27号(南九州市方面))

**【凡例】**  
 ●:避難退域時検査場所(候補地)

- 避難先:南九州市**
- <①羽島地区>  
川辺保健センター 他3箇所
  - <②荒川地区>  
勝目地区公民館
  - <③野平地区>  
知覚小学校 他1箇所
  - <④本浦地区>  
川辺文化会館 他2箇所
  - <⑤冠岳地区>  
勝目小学校
  - <⑥上名地区(一部)>  
九玉小学校 他2箇所
  - <⑦湊町地区>  
粟ヶ窪小学校 他4箇所
  - <⑧川上地区>  
川辺小学校
  - <⑨川南地区>  
穎娃中学校 他3箇所
  - <⑩川北地区>  
高田小学校 他4箇所

- 避難先:枕崎市**
- <④本浦地区>  
枕崎中学校 他5箇所
  - <⑥上名地区(一部)>  
枕崎小学校 他12箇所

※薩摩山、浅山、大園、浜ヶ城、河内、袴田、小園





# UPZから避難先施設までの主な経路（阿久根市③）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



【主な避難経路】  
 国道3号→国道447号→国道267号→国道268号→県道55号(→国道10号→県道42号)

いづみ  
 出水市総合運動公園及び  
 出水市総合体育館

ほくさつ いづみ  
 北薩地域振興局出水支所

- 避難元地区**
- ① 赤瀬川地区
  - ② 折多地区(一部)※1
  - ③ 脇本地区(一部)※2
  - ④ 市街地地区(一部)※3
  - ⑤ 山下地区
  - ⑥ 西目地区

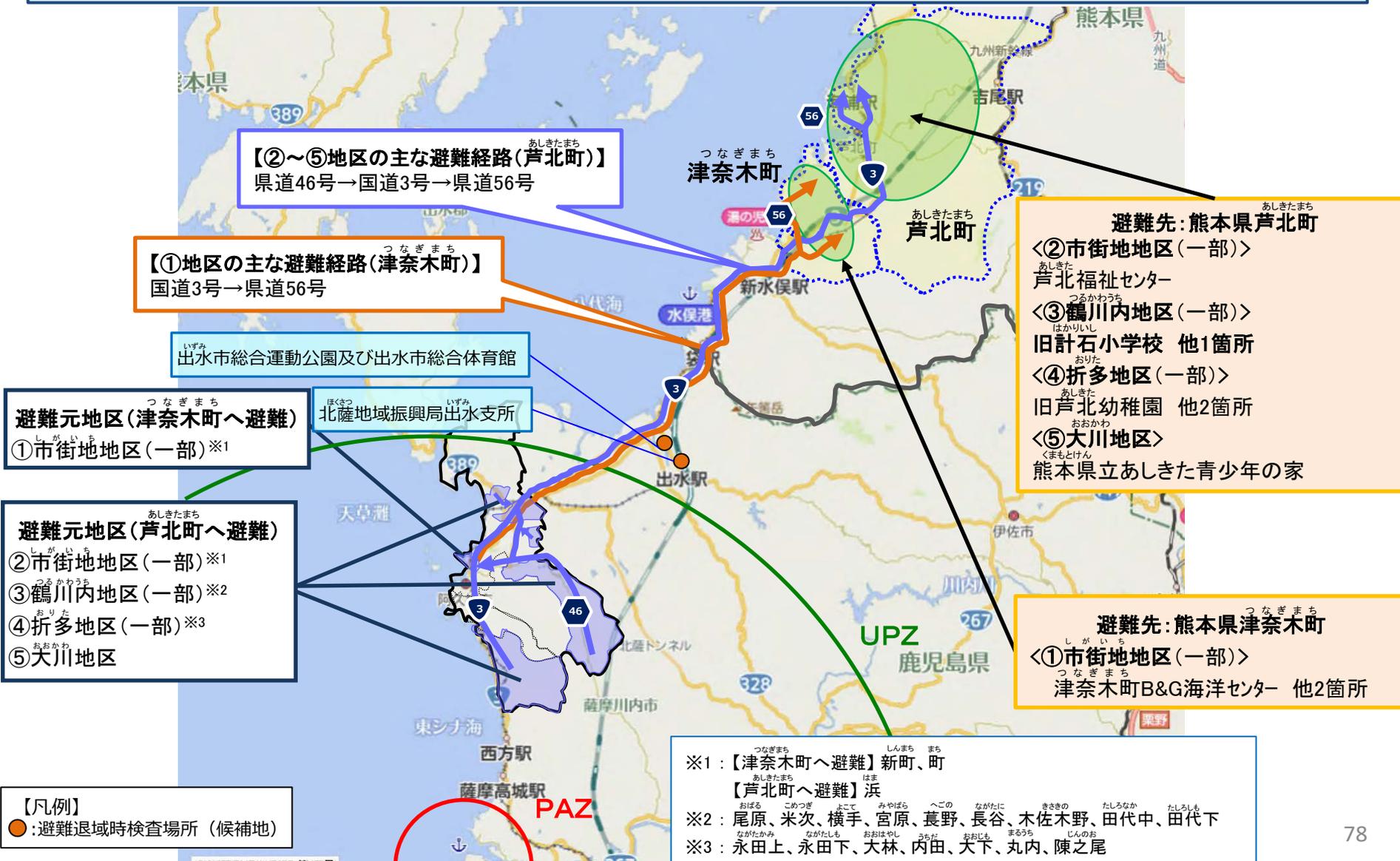
- 避難先: 始良市**
- ＜①赤瀬川地区＞  
 加治木高校 他7箇所
  - ＜②折多地区(一部)＞  
 始良高等技術専門校 他8箇所
  - ＜③脇本地区(一部)＞  
 帖佐中学校 他2箇所
  - ＜④市街地地区(一部)＞  
 辺川地区多目的集会施設 他6箇所
  - ＜⑤山下地区・⑥西目地区＞  
 始良市総合運動公園体育館

※1: 牟田、折口東  
 ※2: 脇本馬場、脇本浜、下村、上原、深田  
 ※3: 高松

【凡例】  
 ●: 避難退域時検査場所(候補地)

# UPZから避難先施設までの主な経路（阿久根市④）

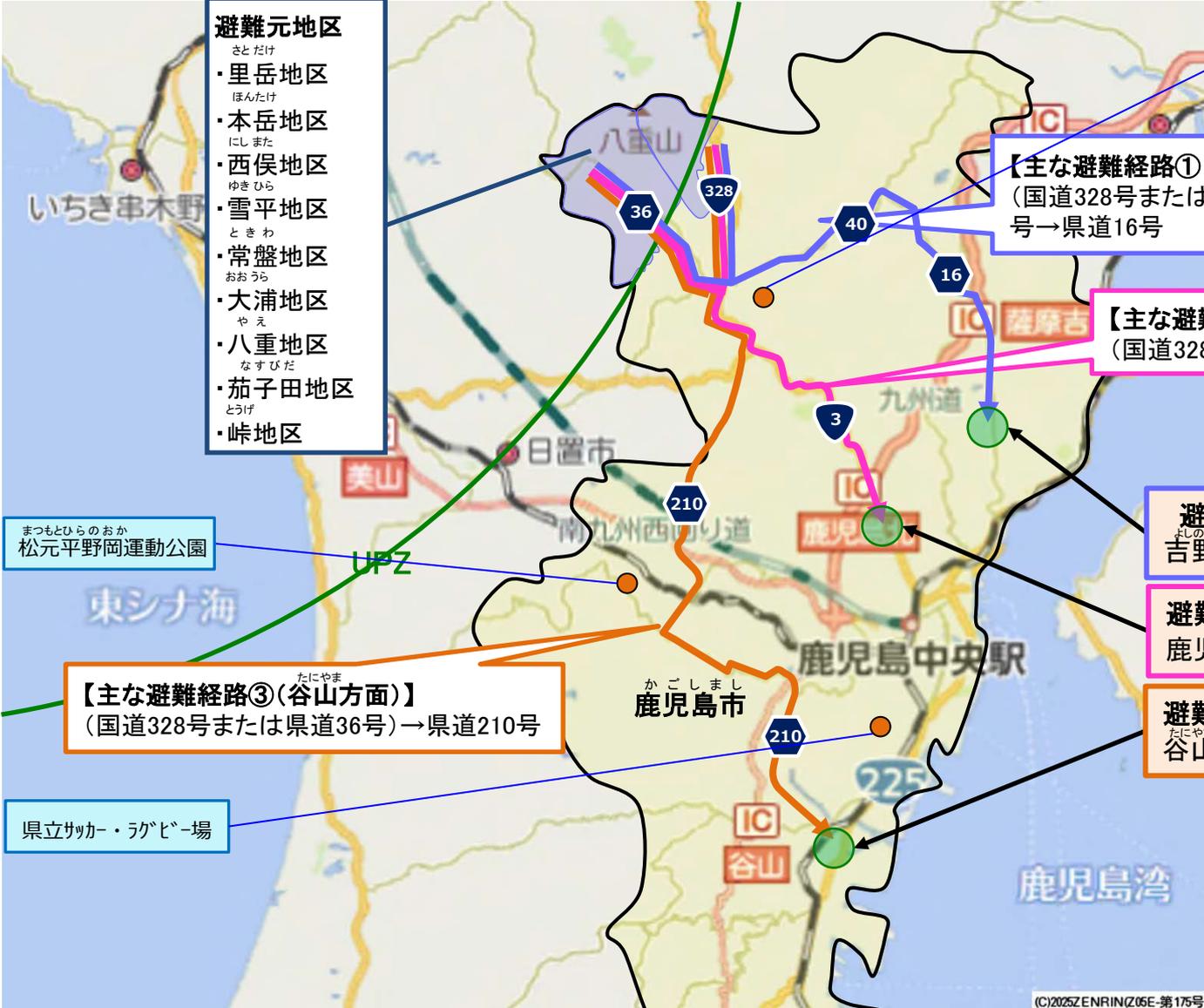
➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



# UPZから避難先施設までの主な経路（鹿児島市）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

- 避難元地区**
- ・里岳地区
  - ・本岳地区
  - ・西俣地区
  - ・雪平地区
  - ・常盤地区
  - ・大浦地区
  - ・八重地区
  - ・茄子田地区
  - ・峠地区



**【主な避難経路①(吉野方面)】**  
 (国道328号または県道36号)→県道40号→県道16号

**【主な避難経路②(城西方面)】**  
 (国道328号または県道36号)→国道3号

**【主な避難経路③(谷山方面)】**  
 (国道328号または県道36号)→県道210号

**避難先候補①※:鹿児島市内**  
 吉野中学校 他2箇所

**避難先候補②※:鹿児島市内**  
 鹿児島アリーナ

**避難先候補③※:鹿児島市内**  
 谷山小学校 他2箇所

※避難先は、避難先候補のうち、道路状況等を考慮した上で選定する。

**【凡例】**  
 ●:避難退域時検査場所（候補地）

# UPZから避難先施設までの主な経路（出水市①）

▶ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【②(一部)の主な避難経路】  
(県道368号または県道374号→)国道3号

避難先：出水市内  
たかおの  
＜①高尾野地区(一部)＞  
NTTEビル 他2箇所  
のだ  
＜②野田地区(一部)＞  
総合体育館 他14箇所

いずみ  
出水市総合運動公園及び  
出水市総合体育館

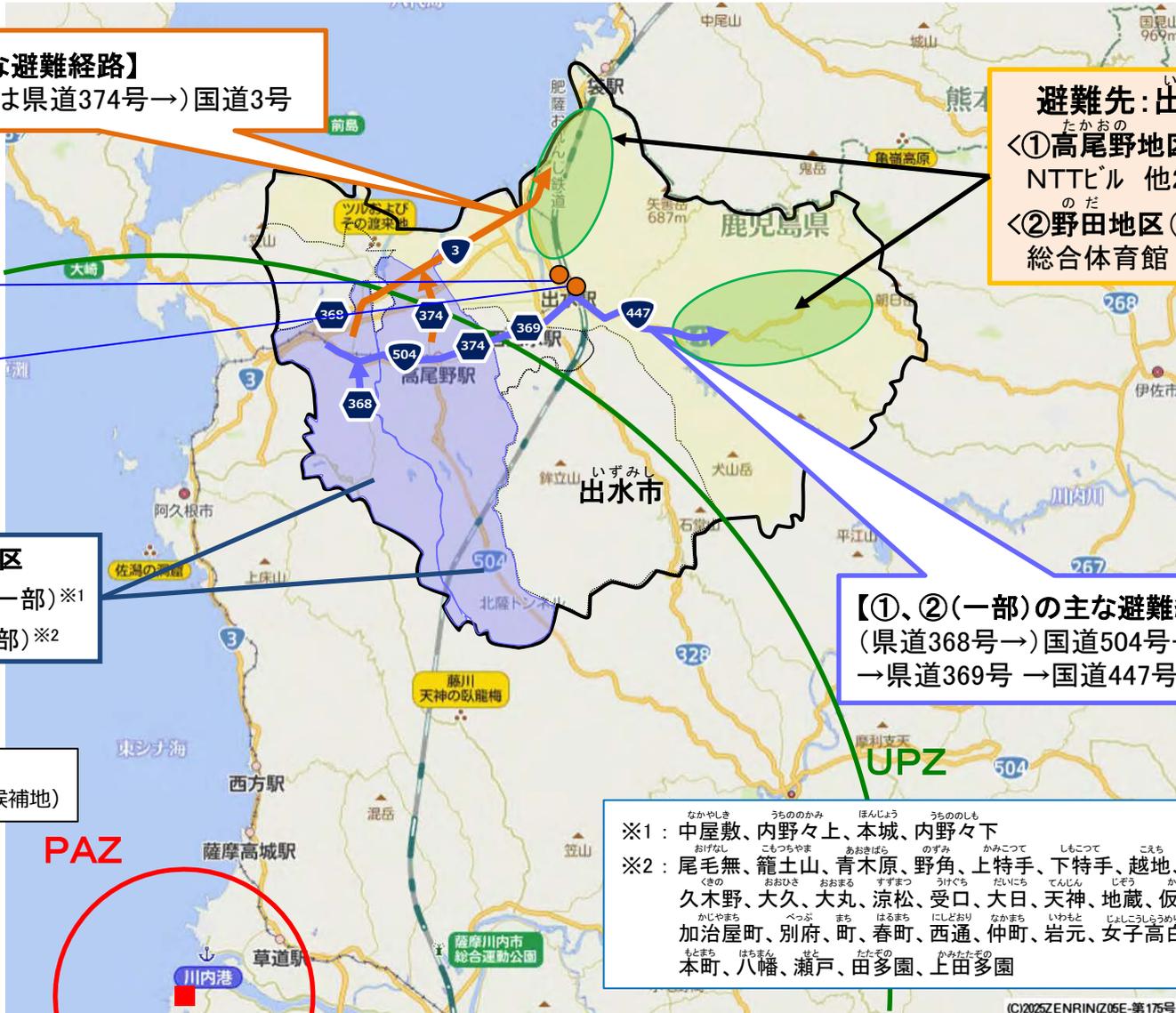
ほくさつ いずみ  
北薩地域振興局出水支所

避難元地区  
たかおの  
①高尾野地区(一部)※1  
のだ  
②野田地区(一部)※2

【①、②(一部)の主な避難経路】  
(県道368号→)国道504号→県道374号  
→県道369号→国道447号

【凡例】  
●:避難退域時検査場所(候補地)

※1: 中屋敷、内野々上、本城、内野々下  
※2: 尾毛無、籠土山、青木原、野角、上特手、下特手、越地、川平、  
久木野、大久、大丸、涼松、受口、大日、天神、地藏、仮屋、  
加治屋町、別府、町、春町、西通、仲町、岩元、女子高白梅寮、  
本町、八幡、瀬戸、田多園、上田多園



# UPZから避難先施設までの主な経路（出水市②）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

## 【主な避難経路】

(県道374号または県道367号→  
国道3号(→国道268号→県道15号)



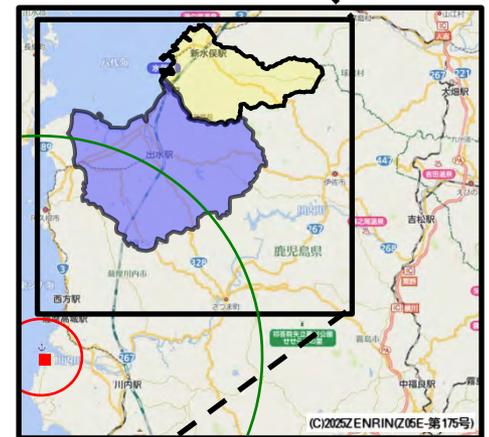
## 避難元地区

- ① 荘地区
- ② 高尾野地区(一部)※1
- ③ 下水流地区
- ④ 江内地区
- ⑤ 野田地区(一部)※2

※1：石坂、表上、昭和、鶴里、松ノ元、下高尾野上、  
下高尾野下、唐笠木  
※2：中郡、屋地、旭、上餅井、下餅井

## 避難先：熊本県水俣市

- ① 荘地区  
第一小学校体育館 他2箇所
- ② 高尾野地区(一部)  
旧第3中学校体育館 他4箇所
- ③ 下水流地区  
袋小中学校体育館 他8箇所
- ④ 江内地区  
第2中学校体育館 他11箇所
- ⑤ 野田地区(一部)  
武道館 他2箇所



## 【凡例】

●：避難退域時検査場所（候補地）

# UPZから避難先施設までの主な経路 (出水市③)

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

**【主な避難経路】**  
 県道374号→県道369号→(国道447号または(国道328号→国道504号))→国道267号→国道268号

**避難元地区**  
 たかおの  
 ・高尾野地区(一部)※

**【凡例】**  
 ●:避難退域時検査場所(候補地)

いずみ  
 出水市総合運動公園及び  
 出水市総合体育館  
 北薩地域振興局出水支所

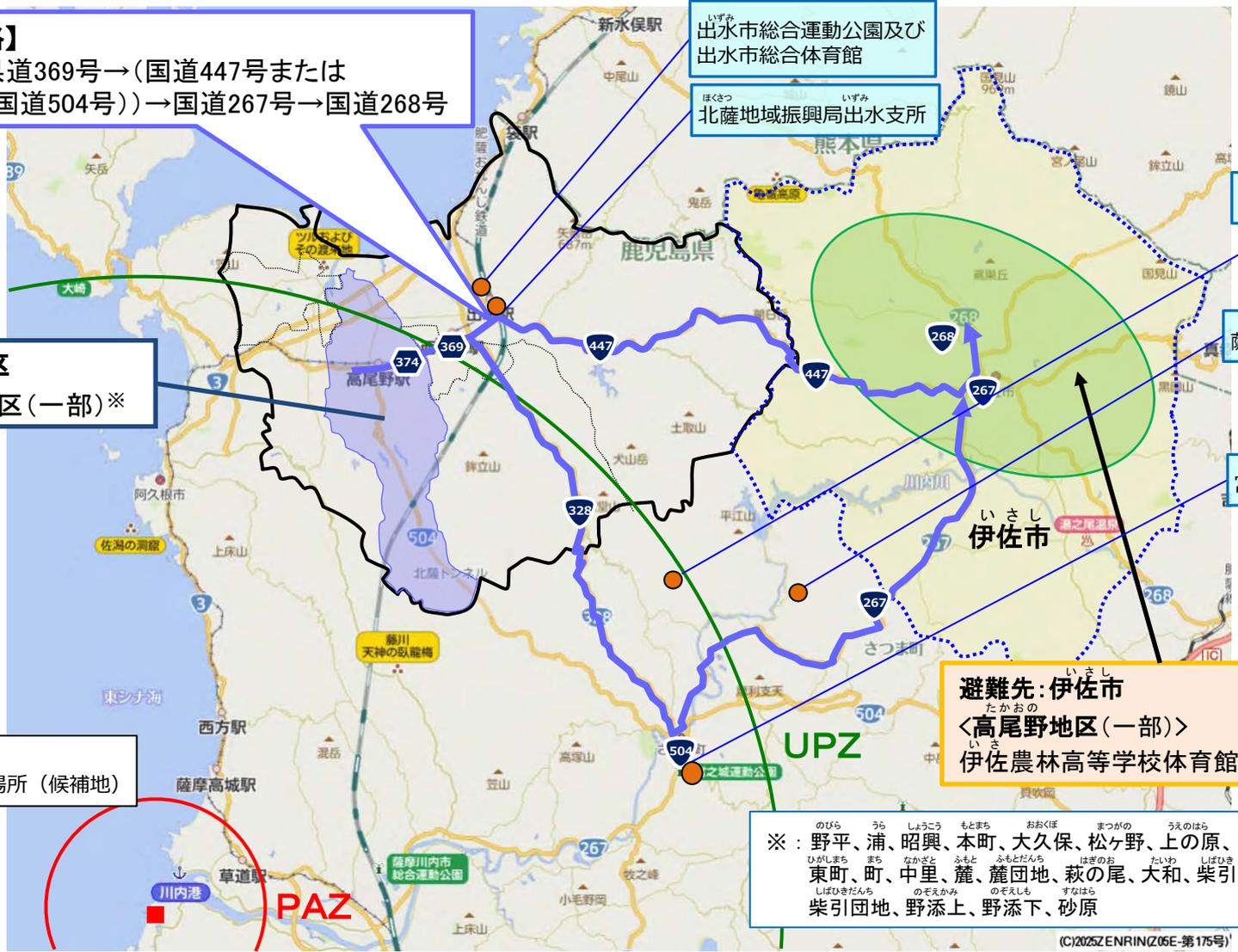
かしわぼる  
 柏原グラウンド

さつま  
 薩摩総合運動公園

みやのしよう  
 宮之城総合運動公園

**避難先:伊佐市**  
 たかおの  
 <高尾野地区(一部)>  
 いさしの  
 伊佐農林高等学校体育館 他27箇所

※:野平、浦、昭興、本町、大久保、松ヶ野、上の原、東町、町、中里、麓、麓団地、萩の尾、大和、柴引、柴引団地、野添上、野添下、砂原



# UPZから避難先施設までの主な経路（出水市④）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



# UPZから避難先施設までの主な経路 (日置市①)

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



- 避難元地区**
- ①高山地区
  - ②上市来地区
  - ③美山地区
  - ④皆田地区
  - ⑤湯田地区
  - ⑥伊集院北地区
  - ⑦日新地区
  - ⑧住吉地区
  - ⑨鶴丸地区(一部)※1
  - ⑩伊作田地区(一部)※2
  - ⑪伊集院地区(一部)※3
  - ⑫妙円寺地区(一部)※4

- 避難先:日置市内**
- 〈①高山地区・②上市来地区〉  
日吉総合体育館 他13箇所
  - 〈③美山地区〉  
坂元公民館 他14箇所
  - 〈④皆田地区〉  
吹上地区公民館 他3箇所
  - 〈⑤湯田地区〉  
日吉老人福祉センター 他20箇所
  - 〈⑥伊集院北地区〉  
上方限公民館 他17箇所
  - 〈⑦日新地区・⑧住吉地区〉  
日置小学校体育館 他15箇所
  - 〈⑨鶴丸地区(一部)〉  
小野浜公民館 他9箇所
  - 〈⑩伊作田地区(一部)〉  
伊作地区公民館 他12箇所
  - 〈⑪伊集院地区(一部)〉  
鹿児島城西高校(体育館) 他15箇所
  - 〈⑫妙円寺地区(一部)〉  
伊集院小学校体育館 他2箇所

**【主な避難経路】**  
国道270号または(県道24号→県道37号→国道270号)

- ※1: 麓上、麓下(一部)、坂之上下
- ※2: 上伊作田、元伊作田、中伊作田、江口、平迫比良、赤崎、鐘口、永山、神之川、南神之川
- ※3: 城山、荒瀬、大田上、大田中、大田下、久木野々、寺脇
- ※4: 妙円寺8区、妙円寺9区

**【凡例】**  
●:避難退域時検査場所(候補地)

県立農業大学校

# UPZから避難先施設までの主な経路 (日置市②)

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

### 避難元地区

- ① 鶴丸地区(一部)※1
- ② 伊作田地区(一部)※2
- ③ 伊集院地区(一部)※3
- ④ 妙円寺地区(一部)※4

ひよし  
日吉総合体育館

ひおきし ふきあげはま  
日置市吹上浜公園体育館

ひおきし ふきあげ  
日置市吹上中央公民館

### 【凡例】

●:避難退域時検査場所(候補地)

### 【主な避難経路①】

(国道270号または(国道3号→県道24号→県道37号))→国道270号

### 避難先:南さつま市

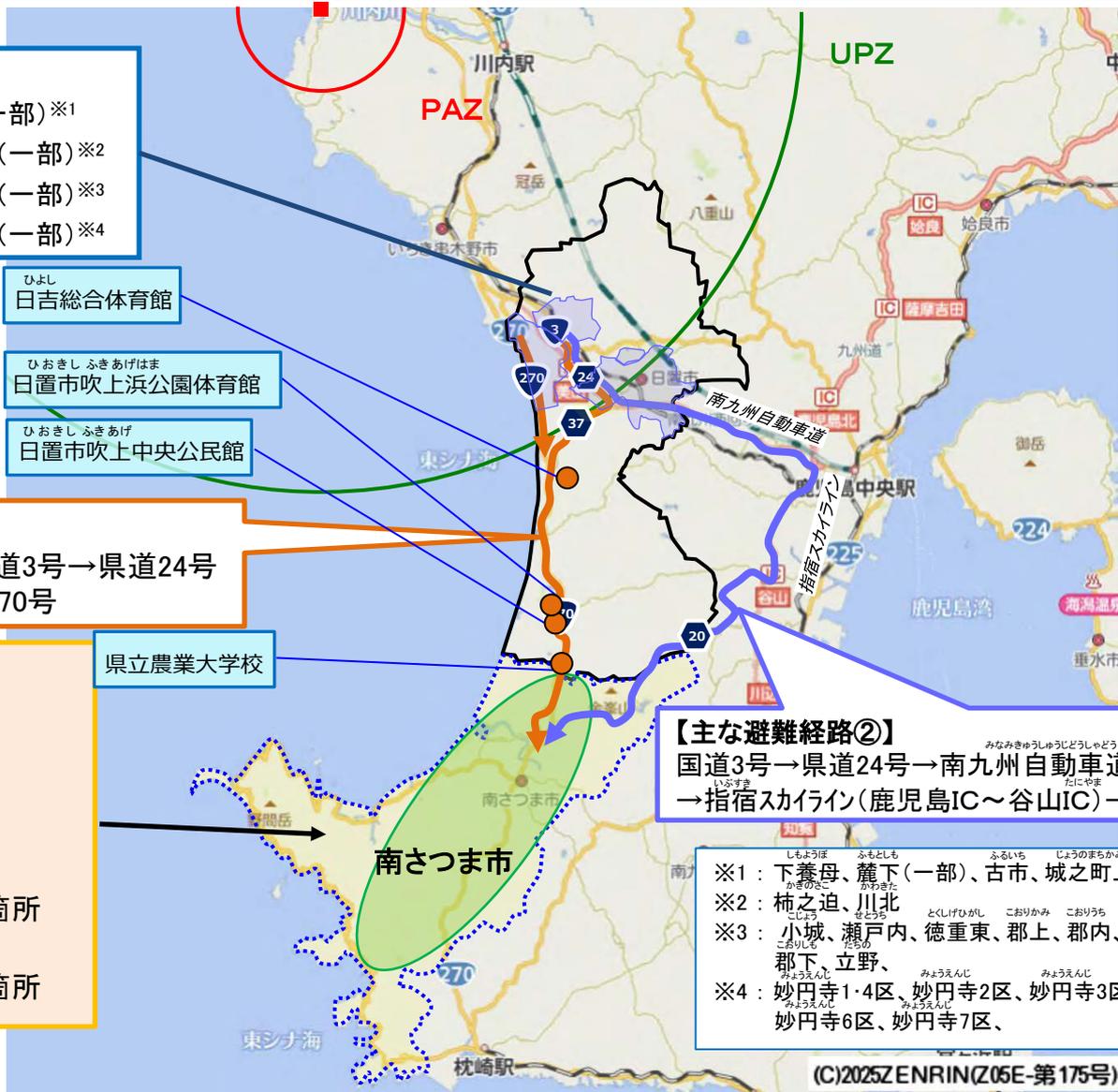
- <①鶴丸地区(一部)>  
大坂地区体育館 他8箇所
- <②伊作田地区(一部)>  
旧大坂小学校
- <③伊集院地区(一部)>  
大笠中学校体育館 他15箇所
- <④妙円寺地区(一部)>  
金峰中学校体育館 他11箇所

県立農業大学校

### 【主な避難経路②】

国道3号→県道24号→南九州自動車道(美山IC~鹿児島IC)  
→指宿スカイライン(鹿児島IC~谷山IC)→県道20号

- ※1: 下養母、麓下(一部)、古市、城之町上、城之町、杉之迫
- ※2: 柿之迫、川北
- ※3: 小城、瀬戸内、徳重東、郡上、郡内、宮脇、中福良、平古、郡下、立野、
- ※4: 妙円寺1・4区、妙円寺2区、妙円寺3区、妙円寺5区、妙円寺6区、妙円寺7区、



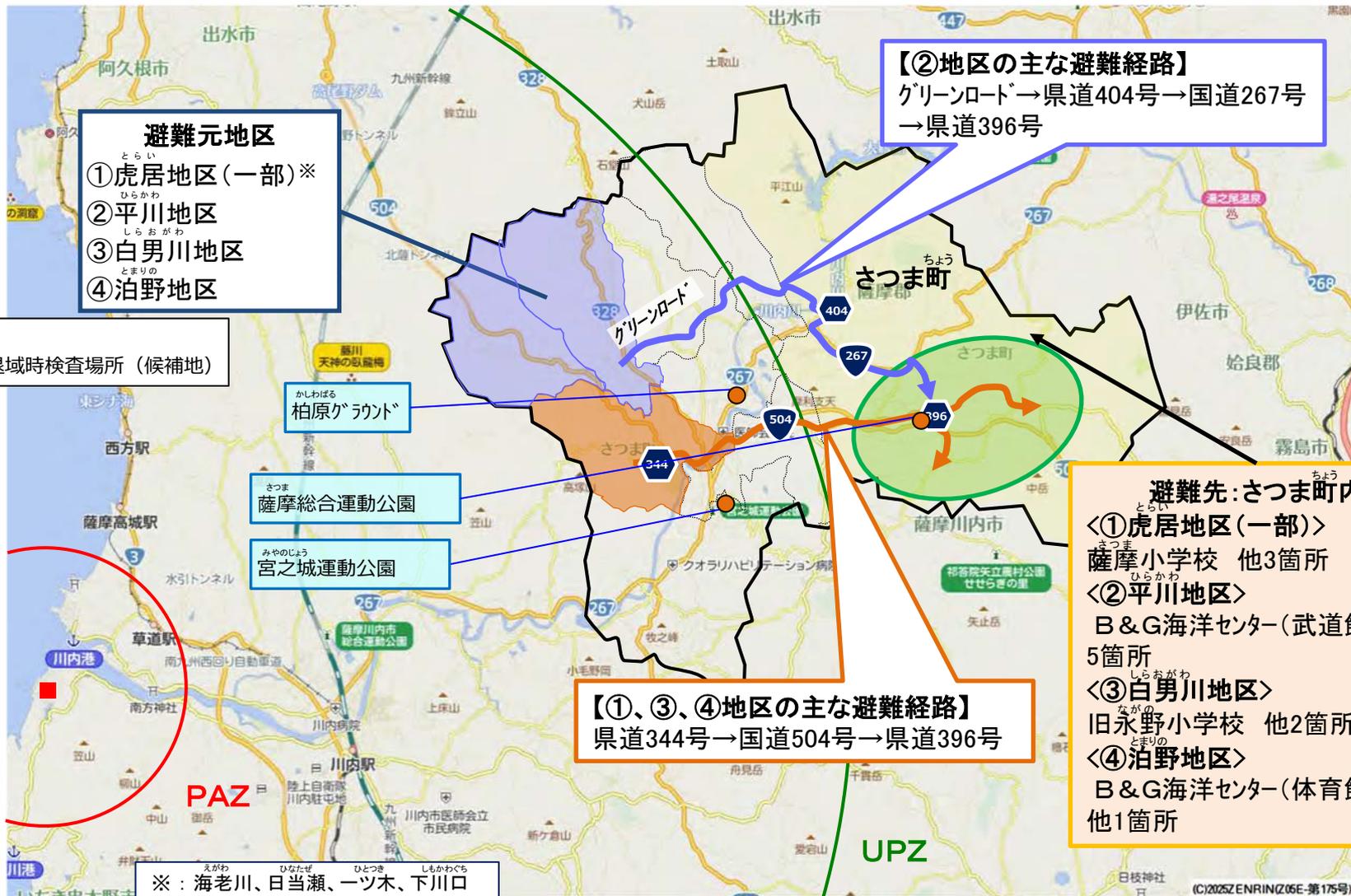
# UPZから避難先施設までの主な経路 (始良市)

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



# UPZから避難先施設までの主な経路（さつま町①）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



# UPZから避難先施設までの主な経路（さつま町<sup>ちよう</sup>②）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

## 避難元地区

- ①時吉地区
- ②柵野地区
- ③湯田地区
- ④佐志地区
- ⑤神子地区
- ⑥柏原地区
- ⑦紫尾地区

## 【①、②、⑤、⑦地区の主な避難経路】

(県道397号→国道267号→県道396号→国道504号→((県道50号→国道223号→県道60号)または(県道2号→県道60号))

## 【③、④、⑥地区の主な避難経路】

国道267号→県道396号→国道504号→(国道223号または県道55号→)国道10号

## 避難先:霧島市

- <①時吉地区>  
ながみず 永水小学校 他2箇所
- <②柵野地区>  
霧島緑の村
- <③湯田地区>  
まきの原 牧之原小学校 他7箇所
- <④佐志地区>  
ふくち 福地地区体育館 他6箇所
- <⑤神子地区>  
霧島 霧島公民館
- <⑥柏原地区>  
おおめぐり 大廻地区体育館 他15箇所
- <⑦紫尾地区>  
霧島 霧島小学校 他3箇所

## 【凡例】

- :避難退域時検査場所（候補地）

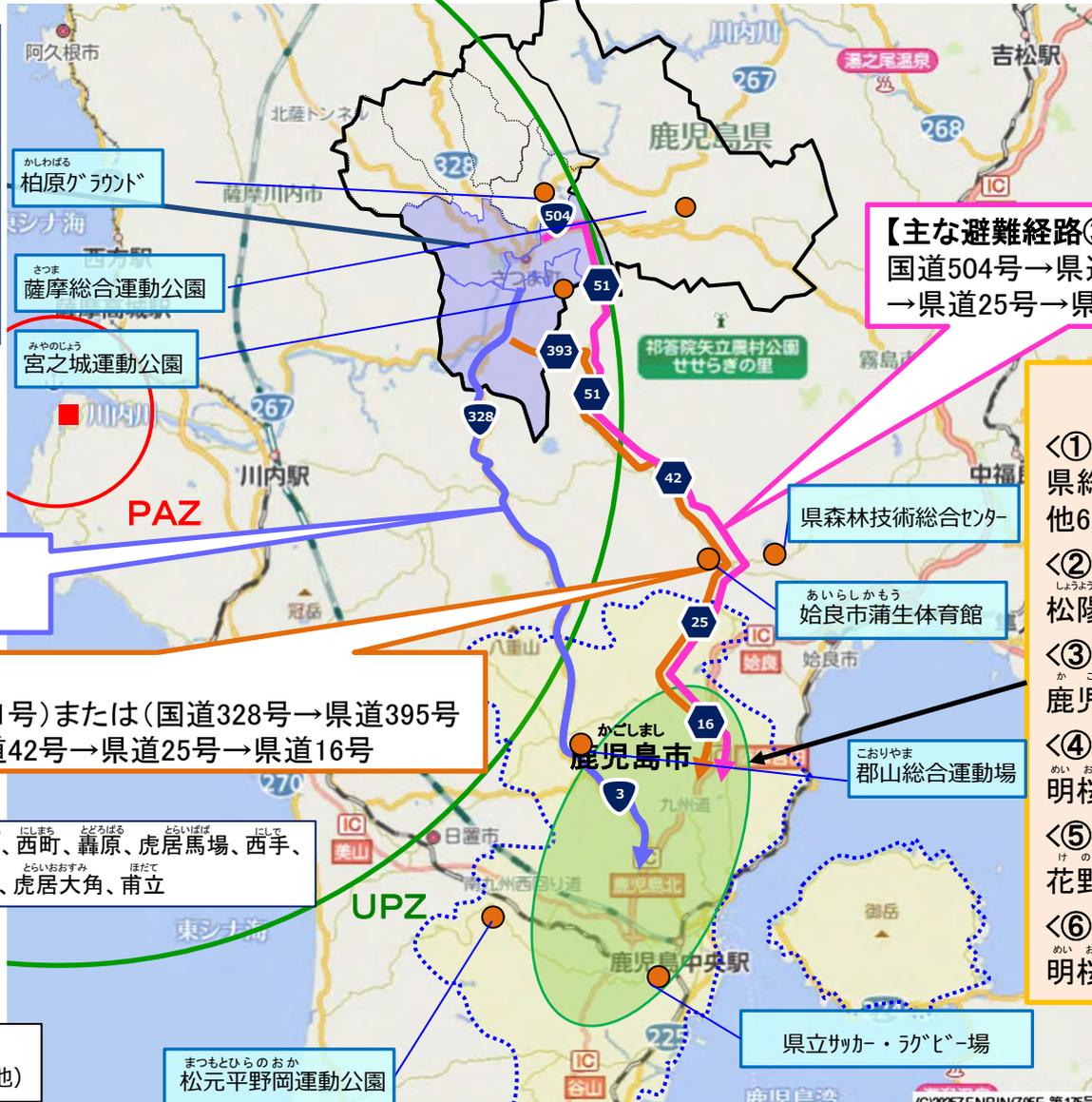


# UPZから避難先施設までの主な経路（さつま町③）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

## 避難元地区

- ① 宮之城屋地地区
- ② 虎居地区（一部）※1
- ③ 船木地区
- ④ 山崎地区
- ⑤ 久富木地区
- ⑥ 二渡地区



**【主な避難経路①】**  
国道328号→国道3号

**【主な避難経路②】**  
((県道393号→県道51号)または(国道328号→県道395号→県道211号))→県道42号→県道25号→県道16号

**【主な避難経路③】**  
国道504号→県道51号→県道42号→県道25号→県道16号

- 避難先: 鹿児島市**
- <① 宮之城屋地地区>  
県総合体育センター-体育館 他6箇所
  - <② 虎居地区(一部)>  
松陽高校体育館 他5箇所
  - <③ 船木地区>  
鹿児島東高校 他3箇所
  - <④ 山崎地区>  
明桜館高校体育館 他2箇所
  - <⑤ 久富木地区>  
花野小学校 他2箇所
  - <⑥ 二渡地区>  
明桜館高校体育館 他2箇所

※1: 虎居町、東町、西町、轟原、虎居馬場、西手、上向、上向中、虎居大角、甫立

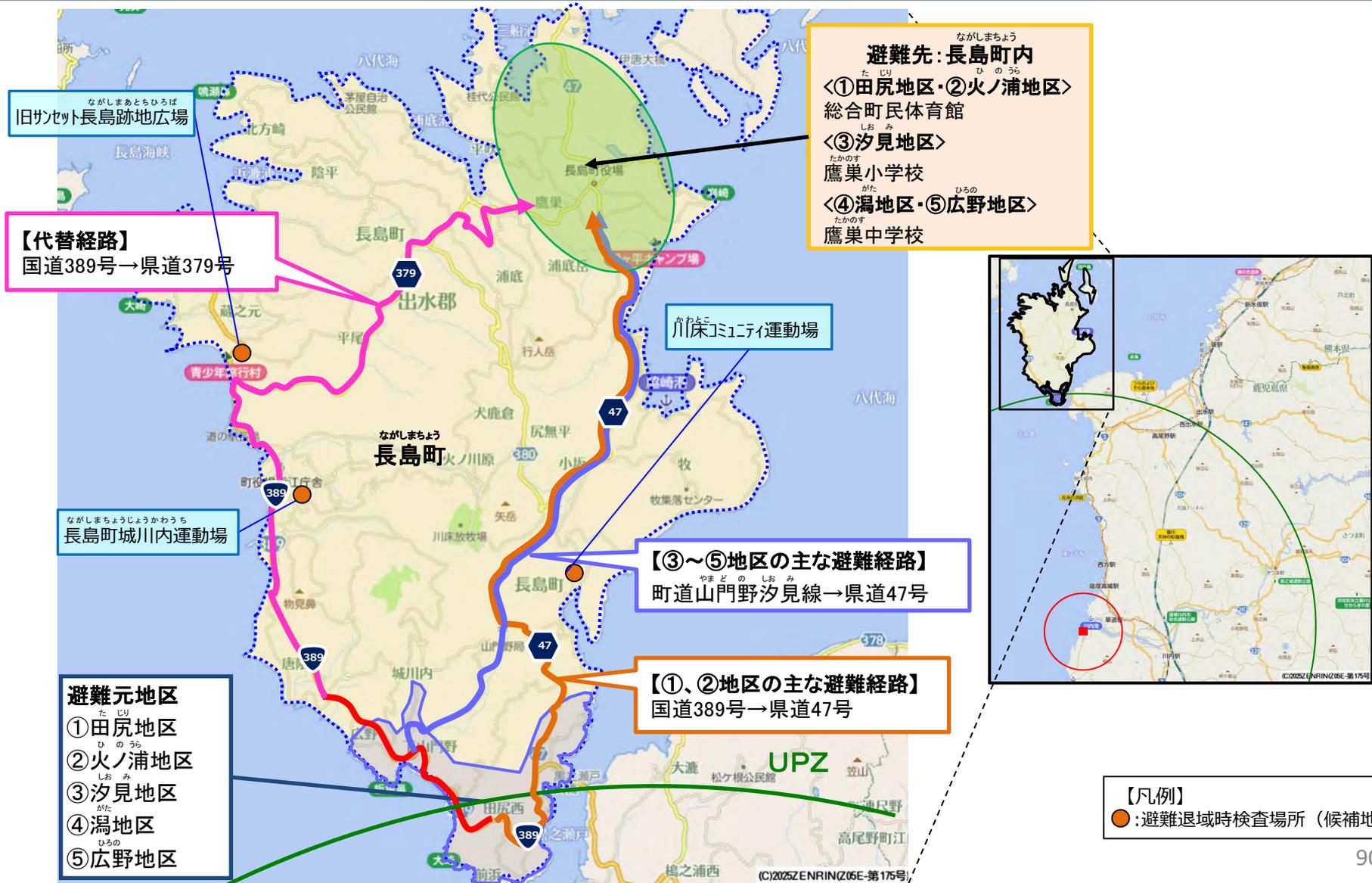
**【凡例】**  
●: 避難退域時検査場所（候補地）

まつもとひらのおか  
松元平野岡運動公園

県立サッカー・ラグビー場

# UPZから避難先施設までの主な経路（長島町）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

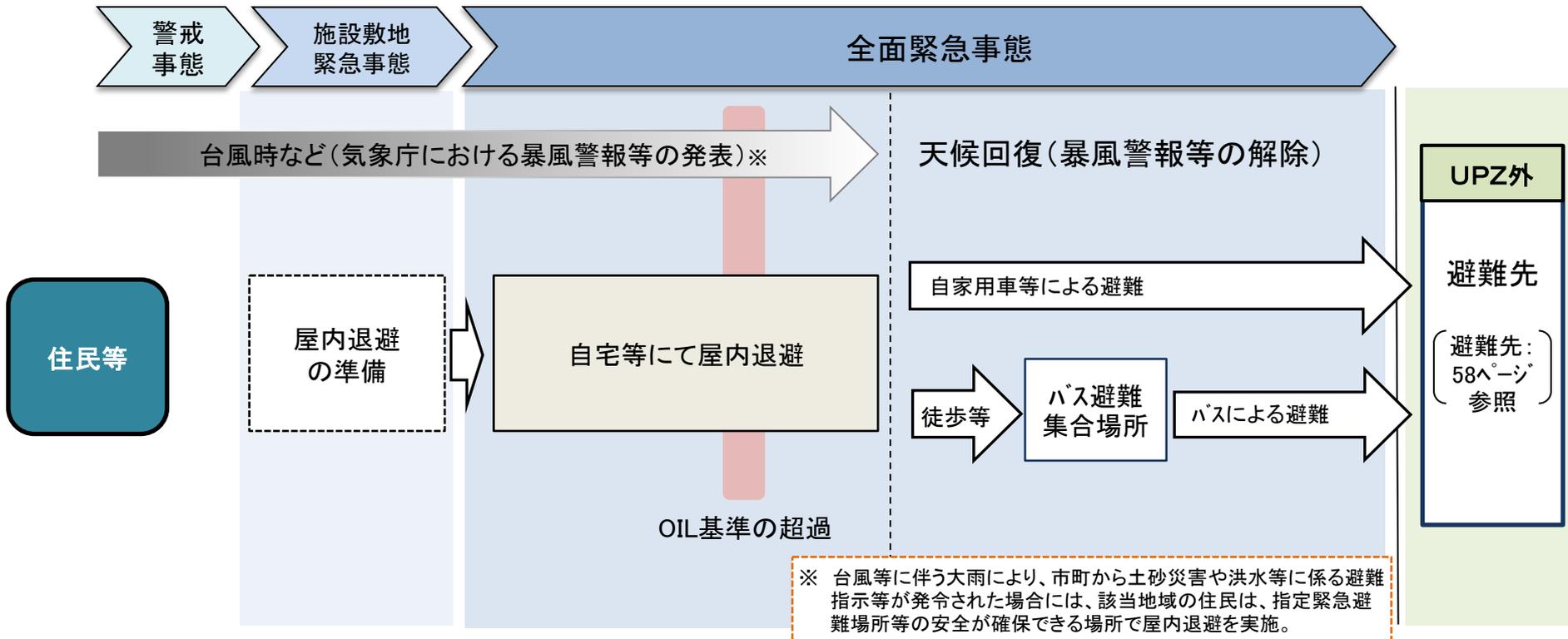




# 台風襲来時などにおけるUPZの防護措置

- OIL基準により一時移転等が必要な場合であっても、台風等により気象庁から暴風警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

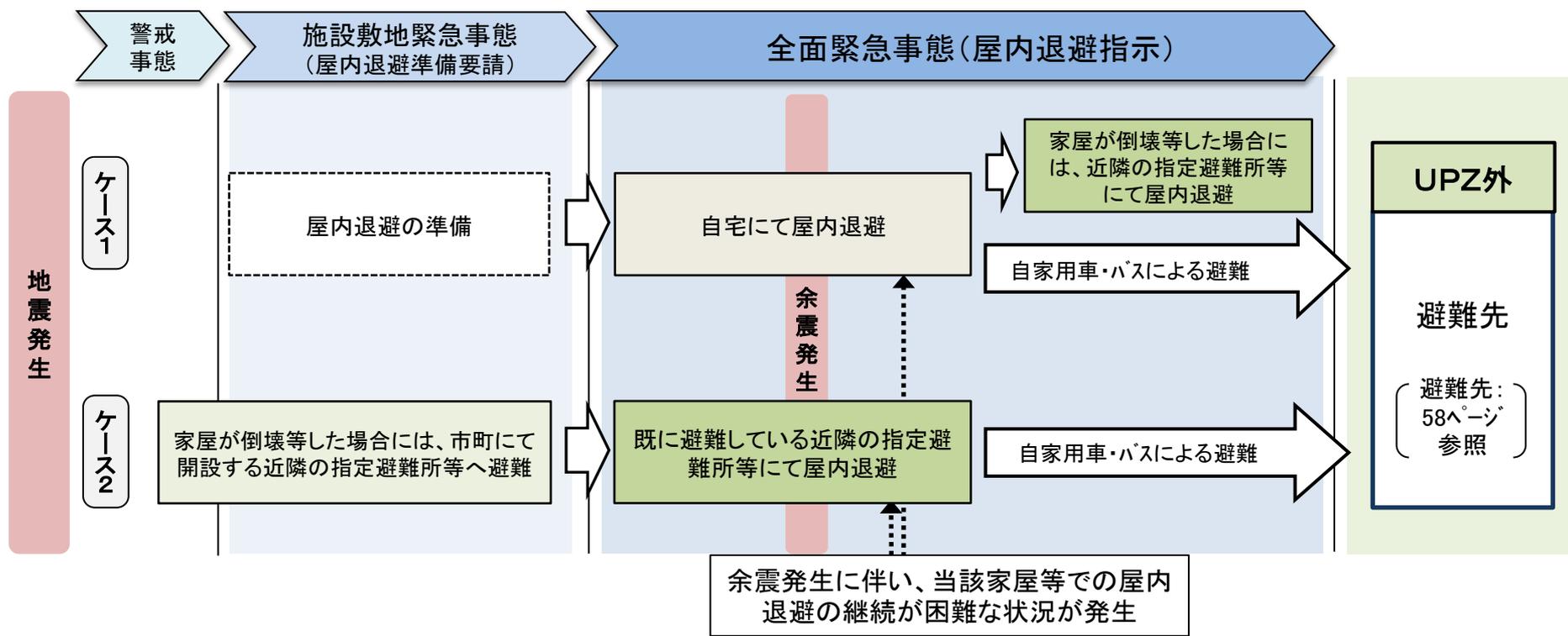
## ＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例＞ (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



# 自然災害等（地震、津波等※1）により屋内退避が困難となる場合の基本的な考え方

- 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示が出ている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZの別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う。※2
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び鹿児島県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

## <屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合の例>



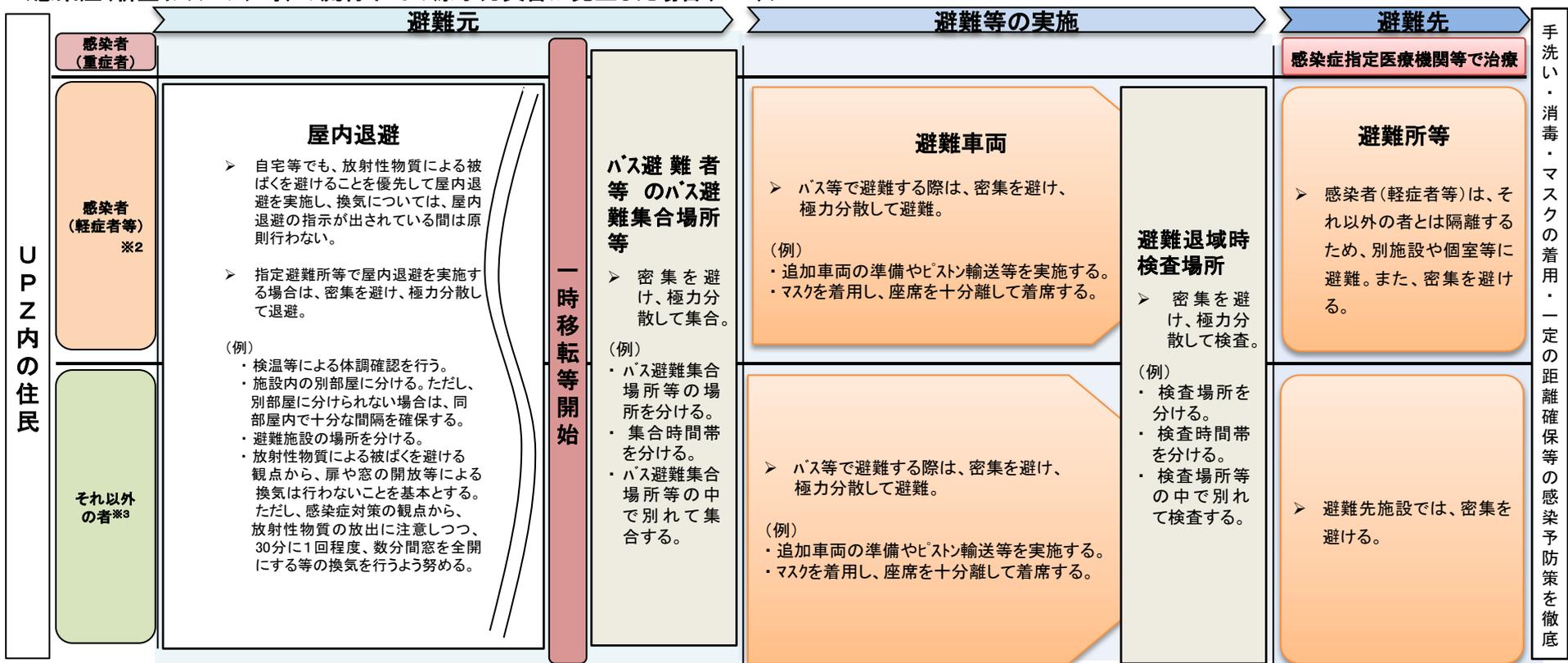
※1 津波との複合災害時における場合もケース2と同様に、まずは津波による人命へのリスクを回避するため、津波に係る指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難を実施。津波警報解除等津波に対する安全が確保できた場合には、避難経路等を確認した上で避難を実施する。

※2 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

# 感染症※1の流行下でのUPZの防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

## <感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(UPZ)>



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

※4 避難先施設で密集が発生するおそれのある場合は、他の避難先(ホテル・旅館等)に「それ以外の者」の受入れについて協力を依頼する。

# UPZの一時移転等に必要となる輸送能力の確保

UPZで一時移転等は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域の住民が実施する。一時移転が必要となった場合の輸送能力の確保については、

- 鹿児島県が、「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」に基づき、県内のバス会社から必要となる輸送手段を確保する。鹿児島県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を確保する。
- 鹿児島県が確保した輸送手段で対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し必要な輸送能力を確保する。

協力事業者	保有台数 (台)
26社	約1,400



## 災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定(平成27年6月26日)

### 【対象】

公益社団法人鹿児島県バス協会

### 【協力内容】

- ①被災者（滞留者を含む。）及び救援者等の輸送業務
- ②ボランティアの輸送業務
- ③災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送業務
- ④その他必要なバスによる支援業務

## 九州・山口9県災害時応援協定 (令和2年4月24日改定)

### 【対象】

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県

### 【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥物資集積拠点の確保
- ⑦災害廃棄物の処理支援
- ⑧その他応援のため必要な事項

隣接県（熊本県・宮崎県）  
指定地方公共機関（バス会社）  
保有台数：約2,300台



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合は、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

# 他の地方公共団体からの応援計画

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、鹿児島県に対する関係地方公共団体からの支援策として、7つの応援協定を締結。

㉗九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定(平成23年2月28日)

【対象】  
国土交通省九州地方整備局、鹿児島県土木部

- 【応援内容】
- ①施設の被害状況の把握
  - ②情報連絡網の構築
  - ③現地情報連絡員の派遣
  - ④災害応急措置
  - ⑤その他必要と認められる事項

㉘九州・山口9県災害時応援協定(令和2年4月24日改定)

【対象】  
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、  
宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県

【応援内容】  
災害対策基本法第2条第一号に規定する災害に係るもの

- ①職員の派遣
  - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
  - ③避難施設及び住宅の提供
  - ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
  - ⑤医療支援
  - ⑥物資集積拠点の確保
  - ⑦災害廃棄物の処理支援
  - ⑧その他応援のため必要な事項
- 感染症の予防及び感染症の患者に関する法律第6条第1項に規定する感染症のうち広域的な対応を必要とするものに係るもの
- ①検体検査
  - ②マスク、防護服等の医療資機材の提供
  - ③その他応援のため必要な事項

㉙関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定(平成23年10月31日)

【対象】  
関西広域連合(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、  
鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市)、  
九州地方知事会(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、  
宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県)

- 【応援内容】
- ①職員の派遣
  - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
  - ③避難施設及び住宅の提供
  - ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
  - ⑤医療支援
  - ⑥その他応援のため必要な事項

㉚災害時における鹿児島県・岐阜県相互応援協定(平成23年11月7日)

- 【応援内容】
- ①必要な物資、資機材等の提供
  - ②職員の派遣
  - ③被災者の受入れに必要な避難・収容施設及び住宅の提供
  - ④その他災害応急措置及び災害復旧対策に必要な事項

㉛鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定(平成23年11月14日)

- 【応援内容】
- ①災害応急対策を行う職員の派遣
  - ②避難所や災害対策本部等で必要となる物資の調達及び配送
  - ③その他被災県が要請した措置

㉜全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(令和6年1月31日)

- 【応援内容】
- ①人的支援及び斡旋
  - ②物的支援及び斡旋
  - ③施設又は業務の提供及び斡旋
  - ④その他特に要請のあったもの

㉝原子力災害時の相互応援に関する協定(平成13年1月31日)

【対象】  
北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、  
新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、  
島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

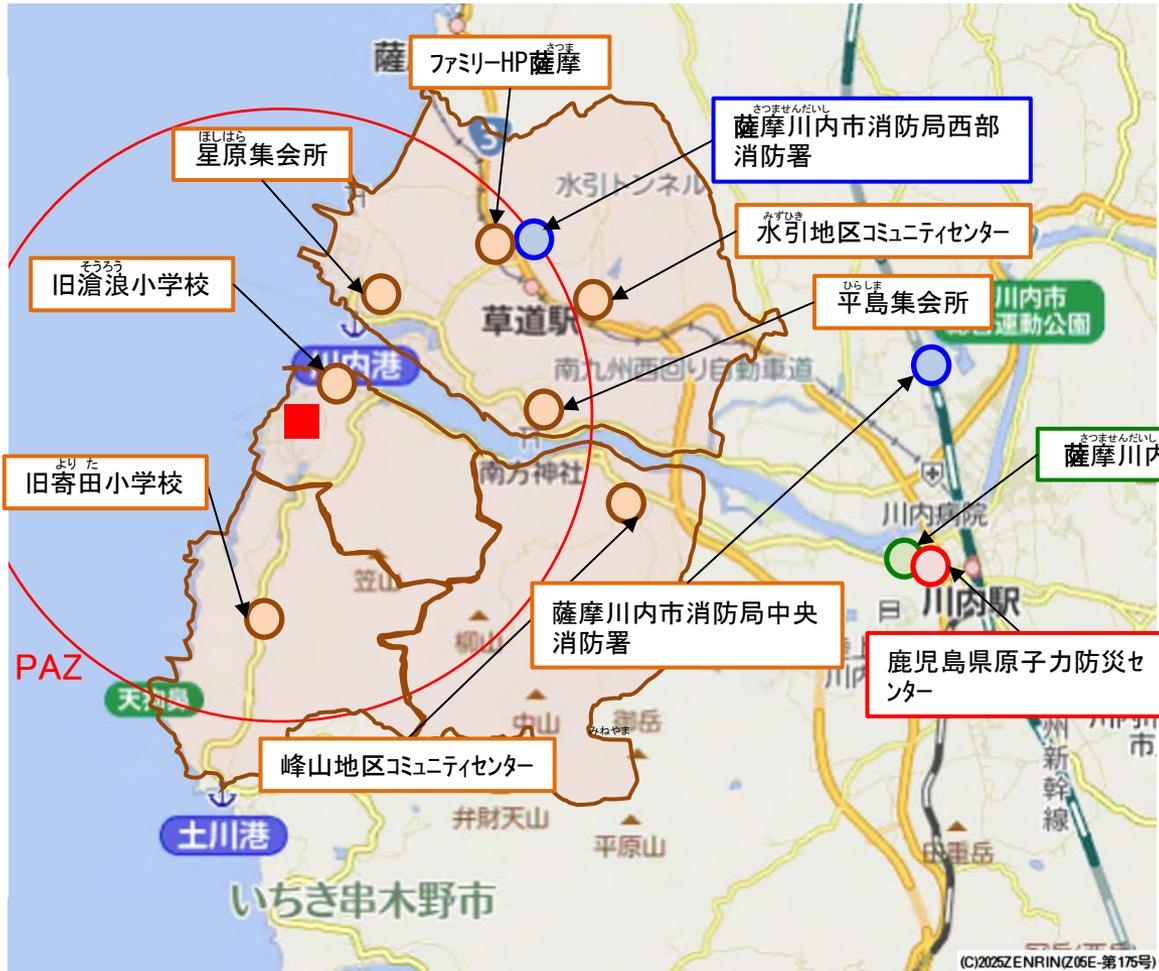
- 【応援内容】
- ①原子力防災資機材の提供
  - ②職員の派遣



# **7. 放射線防護資機材、物資、 燃料の備蓄・供給体制**

# PAZの防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- 鹿児島県は、鹿児島県原子力防災センターや、薩摩川内市のほか、PAZの薩摩川内市西部消防署や放射線防護対策施設にて、避難誘導や避難行動支援などを行う要員のための個人線量計等の放射線防護資機材を備蓄。
- 緊急時には、薩摩川内市の職員や消防職員、バス会社等の運転者等が放射線防護資機材を用いて活動を実施。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。併せて、関係者向けパンフレットを配布。



タイベックスーツ



個人線量計



サーベイメータ

備蓄拠点	対象施設数
鹿児島県原子力防災センター	1
薩摩川内市役所	1
薩摩川内市消防局消防署	2
放射線防護対策施設	7
合計	11